

ベトナム国籍の特定技能介護人材、2名の就労開始

～介護人材不足への対応～

社会福祉法人ケアネット（理事長：森 康昭）が運営する「特別養護老人ホーム さつき（所在地：神奈川県海老名市、施設長：小林 由貴子）」では、2020年12月21日より在留資格「特定技能」制度を活用した外国人介護人材2名が就労を開始いたしました。

将来を見据えた介護人材不足解消のために

社会福祉法人ケアネットでは、これまでもインドネシアから2名（EPA）、ミャンマーから6名（技能実習）の人材を受け入れ、介護技能習得の支援をしてまいりました。

2019年4月1日より、人手不足が深刻な産業分野において在留資格「特定技能」での外国人材の受け入れが可能となったため、当法人でもこの制度を活用し、ベトナム国籍の2名を特別養護老人ホームさつきにて雇用することとなりました。今後は、施設をあげて介護の実技や日本語の習得をサポートしてまいります。

介護現場においては、今後さらに高まる介護ニーズに応じていくため、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。当法人では、今回の2名の雇用のほか、来年3月にも「特別養護老人ホームはなみずき（所在地：埼玉県北葛飾郡杉戸町）」にインドネシア国籍の2名が入職する予定です。今後も、将来を見据えた介護人材不足に対応していくため、特定技能外国人材の活用を積極的に進めてまいります。



（左写真）
特別養護老人ホームさつきに入職した
ベトナム国籍の特定技能人材2名

（参考）在留資格「特定技能」とは？

深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（介護業等14業種）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

「特定技能1号」のポイント

【在留期間】1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで

【技能水準】試験等で確認（技能実習2号を良好に終了した外国人は試験等免除）

【家族の帯同】基本的に認められない

【問い合わせ先】 JMA グループ

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 業務部 総務管理課 広報担当

(TEL) 046-235-0765 (FAX) 046-234-8651

(Mail) jma_pr@jin-ai.or.jp (URL) <https://jma.gr.jp/>